

令和6年度地域IT人材確保支援イベント運営事務局業務委託  
仕様書案

**1 業務委託名**

令和6年度地域IT人材確保支援イベント運営事務局業務

**2 業務の目的**

本市が令和6年3月に策定した「仙台経済COMPASS」では、重点プロジェクトの一つとして『DXによる経済成長と暮らしやすさの向上』プロジェクトを掲げ、デジタルイノベーション人材の確保・育成に取り組み、学生とICT関連企業のマッチングの機会を拡大するとともに、首都圏等からのUIJターン就職促進に向けた情報発信等を通じて、企業のDXを牽引する情報サービス産業における人材確保を支援するとしている。

本業務では、地域IT産業の普及啓発や地場IT関連企業・立地企業等の人材確保に向けて、令和6年度中に、主に学生向け（以下、「学生」とする。）のIT業界啓発イベント及び合同企業説明会の企画・運営等を実施する。

**3 事業概要**

(1) 学生向けIT業界啓発イベント

- ・仙台のIT業界で働く意欲の喚起を目的として、学生向けのイベントを1回以上開催すること。（イベントの対象者は第2新卒やUIJターン希望者も含むこと。）

イベント例：

- ・「文系のためのIT業界研究」をテーマとしたトークセッションやセミナー
- ・仙台で働く地元IT企業の社会人と学生が交流できる少人数制イベント
- ・大学の講義室を会場とした地元IT企業によるトークセッション
- ・大学の講義と連携した地元IT企業によるワークショップやトークセッション

※上記のイベント例に関わらず提案可能とする。

- ・参加者は、100名以上を目標とすること。イベントを複数回実施する場合には、各イベントの参加者を合算して100名以上であればよい。
- ・イベントの開催方法は、リアル、オンラインいずれでも可とする。
- ・当日運営のほか、地元IT企業の選定・調整、運営マニュアル等の作成、参加者の募集・管理、イベントの広報、参加企業・参加者への事後アンケート等を行うこと。
- ・イベントのテーマ・内容については、学生のニーズを把握した上で決定すること。
- ・学生及び地元IT企業の参加を促進する工夫や地元IT企業の認知度を向上させる工夫、効果的な広報計画（対象、手段等）を提案の上実施し、集客に努めること。
- ・実施内容、時期、回数、会場、広報手段等具体的に提案すること。

(2) IT業界合同企業説明会

- ・学生の就職活動の促進及び地元IT企業の人材確保を目的として、地元IT企業を知ってもらう学生向けの企業説明会を開催すること。
- ・開催時期は、令和7年2月頃を目安に本市と協議の上、開催すること。  
開催日時は複数日時でも可とする。
- ・説明会の開催方法は、オンラインの開催を前提とするが、地元IT企業の認知度向上を目的とした工夫があれば、リアルでの開催を可とする。
- ・説明会全体での参加企業数は、30社以上を目標とすること。説明会を複数回実施する場合には、各説明会の参加企業数を合算して30社以上であればよい。
- ・説明会全体での参加者数は、100人以上を目標とすること。説明会を複数回実施する場合には、各説明会の参加者数を合算して100人以上であればよい。
- ・参加企業の募集にあたっては、参加を希望する企業に対して、説明会の際には企業概要に加えてインターンシップ実施の情報など、就職活動を控えた学年（四年制大学であれば三年生）のみならず、インターンシップ等を検討する段階の学年（四年制大学であれば一、二年生）にも訴求できるような内容とすることを求める。
- ・当日運営のほか、参加企業の募集・管理、運営マニュアル・参加企業用資料等の作成、

参加者の募集・管理、イベントの広報、参加企業・参加者への事後アンケート等を行うこと。

・学生及び地元IT企業の参加を促進する工夫や地元IT企業の認知度を向上させる工夫、効果的な広報計画（対象、手段等）を提案の上実施し、集客に努めること。

※工夫にあたり、過度な負担とならない程度に、地元IT企業より参加費等の負担を求めることも可とする。

※令和5年度の事業概要については、以下のURLを参照すること。

<https://www.city.sendai.jp/seichosangyo/chiikiitjinzai.html>

#### 4 業務の内容

##### (1) 各事業の企画・運営

- ・3(1)及び3(2)の各事業を効果的かつ円滑に進行するための内容の企画、協力企業・出展企業・登壇者等との調整、当日の運営及び運営従事者の手配を行う。なお、各内容については、発注者と協議し決定する。
- ・各事業について、事務局や登壇者等のために会議室及び備品（パックパネル、マイク及び登壇者へ提供する飲料水等）の手配等を行う。
- ・オンライン開催の場合、最適なオンライン会議ツールを選定する。
- ・オンライン開催の場合、事業終了後にアーカイブ配信を行う。
- ・イベントタイトルやキャッチフレーズは、発注者と協議し決定する。
- ・「仙台で働きたい！」のサイト事業者と協力し、ポータルサイト内に各イベントのランディングページを制作すること。また、ページ内より参加希望者のエントリーフォームへ遷移できるようにすること。

##### (2) 参加対象者への広報・集客施策の企画・実施

- ・受託者が有するノウハウ・ネットワーク等を活用することにより、本イベントへの参加対象である大学生・専門学校生・高等専門学校生・UIJターン希望者等への効果的な広報・集客施策の企画・実施を行う。

##### (3) アンケートの作成・実施

- ・参加者及び出展者へのアンケートを実施し、集計結果を発注者へ報告する。

##### (4) 実績報告書の納品

- ・各イベントの実施報告書をA4縦の電子データで各イベント終了後1ヵ月以内に納品すること。

##### (5) その他

- ・ウェブシステムの運用及びサーバの管理を適正に行うこと。また、システム障害時は、速やかに対応すること。
- ・コンピューターウイルス対策等セキュリティ面での対策を十分に講じること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、本市の個人情報保護制度及び行政情報セキュリティ・ポリシーに従い、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・受託者は、別添「個人情報の取り扱いに関する特記事項」および「行政情報の取扱に関する特記仕様書」を遵守することとし、これに変更があった場合は、これに適合するように必要な措置を講じること。
- ・個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

#### 5 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

#### 6 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 7 著作権等の取扱い

- ・本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- ・本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、隨時、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況について、隨時本市に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokunin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。